

青 市 道 維 第 4 5 号

令 和 8 年 4 月 3 0 日

青 森 県 知 事 殿

青森市長 西 秀 記

(公印省略)

令和7年度 雪対策に関する検証について (回答)

令和8年4月16日の青森県知事記者会見において、依頼のありました令和7年度における本市の雪対策に関する検証項目について、別添のとおり回答いたします。

【検証項目1】

工区の9割が「良」「可」とされていることは、市民の生活実感と大きく乖離している。

良・可について、業者報告や市の完了確認で客観的に確認できるデータや資料がない。

(市の見解)

除排雪評価制度の評定結果について、市民の生活実感との乖離があるとする要因として考えられますことは、市の評価がシーズン全体の11月から3月にかけて、各工区で出動した6～7回分の除排雪作業内容を評価したものであることに対し、市民の皆様は、豪雪時になかなか除排雪作業が入らず、道路交通が確保できなかった時期の印象が強いため、認識に差が生じたものと考えています。

当該評価制度については、より客観性のある仕組みにする必要があると認識しており、市民の皆様にご理解いただけるよう、評価項目のうち迅速性をより重視するなど、見直しを行うこととしています。

なお、工区の完了確認は、業者が提出する作業日報やタコメーターチャート紙、職員パトロールなどで確認しており、写真の提出は求めておりません。

【検証項目2】

除排雪が完了するまで長期間を要していることが「契約を正しく履行している」と言えるのか。

(市の見解)

除排雪作業委託仕様書に記載する除排雪の作業時間は、市の指令に対して次の日までに仕上げる時間を定めたものではなく、事業者が作業を行う際の作業時間を定めたものであり、具体的には、バス路線は、早朝の始発バスの運行に支障とならないよう6時まで、その他路線は、通勤や通学に支障とならないよう7時までに作業することとしています。

受託事業者においては、1月20日から2月3日までの15日間において、平年値の約3倍となる261センチメートルの災害級の豪雪に対し、昼夜を問わず継続して除排雪作業を実施しており、契約書第14条の契約解除の条項と照らしても、委託作業に長時間要したことのみをもって契約不履行とはならないものと考えております。

今冬の短期集中による降雪時においては、バス路線や排雪ルートとなる主要な幹線道路が確保されていなかったこと、国・県・市の排雪作業時期が重なったことにより市受託事業者の一時的なダンプトラック不足が発生したことなど、様々な外的要因が重なったことで作業量が低下した面もあり、長時間を要したことをもってただちに不履行であるとはいえないと考えております。

【検証項目3】

資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか。

(市の見解)

毎年、シーズン終了後に事業者から作業実施状況等のヒアリング調査を行い、シーズン中の機力や作業体制の状況などを把握した上で、各工区・路線の担当事業者の見直し作業を行っています。

また、シーズン開始前の事業者の機力や人員体制については、契約締結に際し、事業者から提出される作業計画書において、使用機械の種類や台数、その検査証の写しを添付の上、作業体制などを確認し、明らかに不足している場合、実施体制について市として再確認しています。

これまでも市内各事業者が保有する機力や人員体制を勘案し、適正な作業規模となるよう各事業者の配置に努めてきており、平年並みの降雪には対応できていました。

今冬のような短期集中による降雪時の各事業者の対応状況等を踏まえ、機力・人員体制を含めた作業体制の検証を行い、より適正な配置となるよう見直しを進めます。

【検証項目 4】

「不可」とした工区に支払いをする根拠。
(評定が不可の工区は契約を解除するべき。)

(市の見解)

評定結果が 50 点以下の不可となった事業者については、作業委託契約書に基づき、シーズン契約においては、当初契約からシーズン終了時の累計降雪量による変更は行っておりません。

また、2月6日から2月21日までについては、県の令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱に従い、単価契約として、評定結果によらず、作業実績に応じた委託料を支払っています。

評定については、除排雪業務評定要領において、業務に手直しが生じた場合、手直し前の状態を対象として行うとしており、改善が必要な場合は、市が手直しについて指導し、最終的に作業を完了することとしています。

なお、除排雪業務評価制度は、除排雪作業水準の向上と作業の均一性を図るほか、受託者の適正な選定と指導育成など、業務実施能力の向上に資することを目的として実施しているものであり、委託料の変更には影響するものの、評定の結果によって契約を解除しようとするものではありません。